

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">第 5 章 標準給与</p> <p>(標準給与)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、法第 2 6 条第 1 項に該当する者の第 5 0 条第 1 項に規定する平均標準給与額及び同条第 2 項に規定する減額相当額の各々の算定の基礎となる標準給与の決定方法については、法第 2 1 条から第 2 6 条までの規定の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 給付</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>(端数処理)</p> <p>第 4 5 条 (略)</p> <p>2 退職年金の額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。<u>ただし、第 5 0 条第 2 項に規定する減額相当額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(支給期間)</p> <p>第 4 6 条 (略)</p> <p>2 退職年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、<u>第 5 3 条第 2 項から第 7 項までの規定によりその</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 標準給与</p> <p>(標準給与)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 給付</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>(端数処理)</p> <p>第 4 5 条 (略)</p> <p>2 退職年金の額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。</p> <p>支給期間)</p> <p>第 4 6 条 (略)</p> <p>2 退職年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、<u>第 5 3 条第 2 項から第 5 項までの規定によりその</u></p>

## 規約新旧対照表

新	旧
<p>全部又は一部の支給を停止する場合には、第53条第2項から第7項までのいずれかの規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該退職年金の額の全部又は一部は、支給しない。</p>	<p>全部又は一部の支給を停止する場合には、第53条第2項から第5項までのいずれかの規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該退職年金の額の全部又は一部は、支給しない。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 退職年金</p> <p>(退職年金の額)</p> <p>第50条 (略)</p> <p><u>2 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者に該当した場合の退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合（法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「減額相当額」という。）を控除した額とする。</u></p> <p><u>3 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げを請求した者</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 退職年金</p> <p>(退職年金の額)</p> <p>第50条 (略)</p> <p><u>2 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げを請求した者</u></p>

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>の退職年金の額（支給繰上げを請求した日の属する月の前月までを加入員期間の計算の基礎とするものに限る。）は、<u>第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項又は前項の規定により計算した額から第1項又は前項の規定により計算した額に別に定める減額率を乗じた額を減じた額とする。</u></p> <p><u>4 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の退職年金の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項又は第2項に定める退職年金の額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 第1項又は第2項に定める退職年金の額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に当該支給停止に係る平均支給率（受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあつては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、加入員又は加入員であった老齢厚生年金の受給権者が法第46条第1項に規定する属する月にあつては第53条第4項から同条第7項までの規定により支給停止することができる</u></p>	<p>の退職年金の額（支給繰上げを請求した日の属する月の前月までを加入員期間の計算の基礎とするものに限る。）は、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から同項の規定により計算した額に別に定める減額率を乗じた額を減じた額とする。</u></p>

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p><u>額を第1項又は第2項に定める退職年金の額に相当する額（受給権取得月の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）で除して得た率を1から控除して得た率とし、当該属する月でない月においては1とする。）を合算して得た率を受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額（以下「繰下げ加算額」という。）</u></p> <p><u>5</u> （略）</p>	<p><u>3</u> （略）</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>(年金額の改定) 第51条 (略)</p> <p><u>(第1号改定者の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)</u></p> <p><u>第51条の2 この基金は、退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が法第78条の2に定める第1号改定者に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を退職年金の額の計算の基礎とするものとし、標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。</u></p> <p><u>2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。</u></p>	<p>(年金額の改定) 第51条 (略)</p>

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(<u>在職等による支給停止</u>)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入員である受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、第1項の規定にかかわらず、法第46条第5項の規定により読み替えられた同条第1項に規定する支給停止額が当該老齢厚生年金の額以下であるときは退職年金額に相当する額については、その支給を停止しない。</p> <p>4 65歳以上の加入員である受給権者については、その者の老齢厚生年金が法第46条第5項において読み替えられた同条第1項の規定によりその全額 (<u>法第133条の2第2項に規定する繰下げ加算額を除く。)</u> につき支給を停止されている場合 (法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項のいずれかに該当する場合を除く。) は、退職年金額に相当する額 (<u>第50条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。)</u> のうち、加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額 (法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者の場合は法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた法第132条第2項に規定する額とし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者の場合は法附則第13条の7第1項の規定により読み替えられた法</p>	<p>(支給停止)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入員である受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、第1項の規定にかかわらず、法第46条第4項の規定により読み替えられた同条第1項に規定する支給停止額が当該老齢厚生年金の額以下であるときは退職年金額に相当する額については、その支給を停止しない。</p> <p>4 65歳以上の加入員である受給権者については、その者の老齢厚生年金が法第46条第4項において読み替えられた同条第1項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合 (法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項のいずれかに該当する場合を除く。) は、退職年金額のうち、加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額 (法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者の場合は法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた法第132条第2項に規定する額とし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者の場合は法附則第13条の7第1項の規定により読み替えられた法第132条第2項に規定する額とする。) の支給を停止する。</p>

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第132条第2項に規定する額とする。)の支給を停止する。</p> <p>5 65歳以上の加入員である受給権者(前項に掲げる者を除く。)については、法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項に掲げる場合に応じ、退職年金の額に相当する額(第50条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。)のうち、法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項に規定する支給停止額について、その支給を停止する。</p> <p>6 <u>退職年金の受給権者のうち、この基金の設立事業所に使用される法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者については、その者の老齢厚生年金が法第46条第5項において読み替えられた同条第1項の規定によりその全額(法第133条の2第2項に規定する繰下げ加算額を除く。)につき支給を停止されている場合(法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項のいずれかに該当する場合を除く。)</u>は、退職年金の額に相当する額(第50条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。)のうち、加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額(法附則第7条の</p>	<p>5 65歳以上の加入員である受給権者(前項に掲げる者を除く。)については、法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項に掲げる場合に応じ、退職年金の額に相当する額のうち、法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項に規定する支給停止額について、その支給を停止する。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者の場合は法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた法第132条第2項に規定する額とし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者の場合は法附則第13条の7第1項の規定により読み替えられた法第132条第2項に規定する額とする。）の支給を停止する。</u></p> <p><u>7 退職年金の受給権者のうち、この基金の設立事業所に使用される法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者（前項に掲げる者を除く。）については、法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項に掲げる場合に依り、退職年金の額に相当する額（第50条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。）のうち、法第133条の2第3項、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項又は法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項に規定する支給停止額について、その支給を停止する。</u></p> <p><u>8 （略）</u></p> <p><u>9 第2項から第7項までに規定する支給停止額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p></p> <p><u>6 （略）</u></p> <p><u>7 第2項から第4項までに規定する支給停止額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p><u>(受給権者の申出による支給停止)</u></p> <p><u>第53条の2 この基金は、退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の支給停止の申出をした場合であつて、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、退職年金の額の全部の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)</u></p> <p><u>第53条の3 退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の請求をしないときは、第53条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、退職年金の額について、その支給を停止する。</u></p> <p><u>2 退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。</u></p> <p><u>3 退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合はその旨をこの基金に申し出なければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定に基づき退職年金の額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを撤回する場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を</u></p>	

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。</u></p> <p>5 <u>第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について退職年金の額の支給を停止するものとする。当該期間において、退職年金の額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された退職年金の額についてこの基金に対し返還を行うものとする。</u></p>	

規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第9章 費用の負担</p> <p><u>(政府負担金)</u></p> <p>第63条 (略)</p> <p><u>(給付現価負担金の受入)</u></p> <p>第63条の2 <u>この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。</u></p> <p><u>(厚生年金の離婚分割に伴う徴収金の政府への納付)</u></p> <p>第63条の3 <u>この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。</u></p> <p>第10章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託</p> <p>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の信託契約の給付に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>	<p>第10章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託</p> <p>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の信託契約の給付に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>エ <u>政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者（法第78条の2第1項第1号に規定する第1号改定者をいう。以下同じ。）の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。</u></p> <p>(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。</p>	<p>(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。</p>

規約新旧対照表

新	旧
別表第2の2 (略)	別表第2の2 (略)
別表第2の3	
代行部分に相当する生年月日別給付乗率表	
昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.954
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.854
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.762
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.662
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.569
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.469
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.377
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.978
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.890
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.802
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.722
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.642
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.562

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第63条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、この規約による変更後の東日本硝子業厚生年金基金規約（以下「改正後の規約」という。）第50条第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（以下「減額対象期間」という。）の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第50条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1</u></p>	

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p><u>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</u></p> <p><u>(2) 減額対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の7.125(附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</u></p> <p><u>2 法第26条第1項に該当する者の前項における減額相当額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 改正後の規約において、第50条第4項及び第53条の3の規定は、平成19年4月1日以前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。</u></p> <p><u>(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の退職年金の額に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合は、改正後の規約第50条</u></p>	

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p><u>第4項中「第1項及び第2項の規定」とあるのを「第1項、第2項及び東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年4月1日施行。平成15年4月23日認可。厚生労働省発年 第0423122号）附則第3条の規定」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p><u>（70歳台の在職者に係る支給停止に関する経過措置）</u></p> <p><u>第5条 改正後の規約第53条第6項及び第53条第7項の規定は、平成19年4月1日前において70歳以上の者又は東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成14年4月1日施行。平成14年3月26日認可。厚生労働省発年 第0326305号）附則第4条に定める者については、適用しないものとする。</u></p>	

規約新旧対照表

新	旧
附則別表	
代行部分に相当する生年月日別給付乗率表	
昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.230